

# 元請事業者向け電子申請方式操作研修会(質問事項)

1. 下請から証紙で交付してほしいと言われた場合は、どうしたら良いですか？

(回答)

公共工事においては、掛金納付を電子申請方式で行うか、証紙貼付方式で行うかを元請事業者が選択することになっているため、下請事業者が証紙の掛金納付を希望する場合は、元請事業者の判断により、納付方式を選択することになります。

下請事業者が証紙での掛金納付を希望する理由が「電子申請の操作が難しい」という場合は、自社の就労実績報告作成ツールに元請事業者が代理で入力を行うことも可能です。

電子申請方式では、下請事業者に「掛金充当書」を渡し、退職金ポイントが充当されたことをお知らせしていただきます。下請事業者の労働者(被共済者)へは退職金ポイントが直接充当されるため、証紙での現物交付が行われません。退職金ポイントが充当された就労分に対して、誤って自社においても証紙を貼付してしまう下請事業所が見受けられますので、退職金ポイントを充当した就労分に対して、重複して証紙を貼付しないよう下請事業者と納付状況の認識を共有していただきますようお願いいたします。

2. 電子申請で掛金を納付すると手帳に証紙が全く貼られない、または少ししか貼られないようになってしまいます。手帳が満了(250日貼付)しないのですが、更新はどうしたら良いですか？

(回答)

共済手帳の表紙に「次回更新時期」として、手帳交付日から2年経過した日が記載されています。「次回更新時期」までに共済手帳に貼付した証紙が満了(250日)していない場合でも、更新時期が到来しましたら更新手続きを行ってください。

3. 工事毎に退職金ポイントを購入するのであれば、その工事で退職金ポイントが余る場合があると思います。

余った退職金ポイントは、他の工事に使えますか？

(回答)

余った退職金ポイントは、電子申請専用サイト上でポイントの移動が可能です。民間工事等に使用してください。

4. 退職金ポイントを他の工事に振り替えた場合、「掛金収納書」は発行されますか？

(回答)

退職金ポイントを移動しただけでは「掛金収納書」は発行されません。

証紙が購入時に「掛金収納書」が発行されるのと同様に、退職金ポイントも購入により「掛金収納書」が発行されます。